

4 その他

4-1 介護保険料設定の弾力化について（案）

1. 制度の趣旨

第1号被保険者の保険料の設定については、保険者が独自に介護支援ボランティア活動を行った者の介護保険料を控除することが可能となるよう要望がなされている（別紙参照）。

介護保険は、介護が必要な方を、相互扶助の精神により社会全体で支える制度であり、高齢者の方にも保険料を負担していただいているものである。

今回の改正は、介護保険に関するボランティア活動を行うことによって要介護者等を支える方に対し、介護保険料の控除を行おうとする保険者について、そうした取扱いができるようにするものである。

2. 対象者

介護保険サービスや地域支援事業等の介護保険法に規定するサービスや事業を利用している要介護者等に対するボランティア活動を行った者として市町村が認めた者を対象とする。

3. 控除額の程度

控除額については、保険料やボランティア活動の内容とのバランス、第1号被保険者全体の保険料基準額に与える影響等を勘案し、被保険者の納得が得られるよう、社会通念に照らして妥当と認められる範囲内の額とし、当該額を条例に定めること。

4. 保険料の設定方法

保険料の基準額は、ボランティア控除の見込額を踏まえて設定することとなるものであり、ボランティア控除分を公費で補填するものではない。

なお、控除分の財源として、第1号保険料を財源とする介護保険給付費準備基金等をあてることも可能である。

※ 保険料控除は、控除対象者について条例に定める額を控除した後の保険料額を賦課するものであり、既に賦課された保険料から被保険者の負担能力を勘案して保険料を減免する保険料減免制度とは考え方方が異なる。

5. 実施時期

第3期の保険料設定に適用できるよう、法令の改正を行う予定である。

6. 留意事項

- 保険料のボランティア控除を実施するか否かは、市町村の判断によるものである。
- ボランティア控除制度を実施するに当たっては、保険料控除の対象となるボランティアの内容をあらかじめ明示しておくことが望ましい。
- また、ボランティア活動の実績評価については、公平性が確保されるよう、施設職員等の第3者が当該活動実績について確認を行うこととすることが望ましい。
- なお、保険料控除の対象となるボランティアの実績評価については、市町村の当初賦課に間に合うよう、前年度のボランティア活動の実績を利用して実施することができるものとする。

※ 上記については、保険者独自の介護保険料控除についての現段階における案（未定稿）であり、今後保険者のご意見を踏まえ、内容の確定を図ってまいりたいと考えておりますので、ご意見等がありましたら、11月11日（金）までに下記担当までご連絡願います。

【連絡先】

担当者：厚生労働省老健局介護保険課企画法令係 近久・井越
電 話：03-5253-1111 （内線2164・2260）
F A X：03-3503-2167

別 紙

保険者独自の介護保険料控除を可能とする制度改正要望書

～「(仮称) 介護支援ボランティア控除」の創設に向けて～

千代田区・稲城市

これまでも千代田区及び稻城市は、高齢者福祉施策の充実に努め、特に介護予防事業を体系的に推進しております。

このことから、両自治体は、東京都から介護予防推進モデル地区の指定を受けており、介護予防事業実施にあたっての情報交換等連携を図っております。

また、住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていかれる地域づくりの重要性を認識し、様々な施策展開を図っているところでですが、同時に、住民自らが、できる範囲で地域貢献をする仕組みづくりが必要であると考えています。

2015年には、戦後のベビーブーム世代が65歳を迎えることになりますが、ボランティア活動等を通じて、高齢者が地域で貢献することを積極的に支援し、いきいきとした地域社会となることを目指しています。

今般の介護保険制度改革を機会に、次の3つの施策を強力に進めていきたいと考えています。

- (1) 元気な高齢者が地域ケア体制づくりに積極的に貢献する社会参加活動を支援すること。
- (2) 元気な高齢者が要介護高齢者等に対する支援ボランティア活動を行うことを奨励すること。
- (3) 上記の施策により、結果として、地域支援事業費、介護給付費等の費用を直接・間接的に抑制すること（給付費等の抑制）。

現行制度では、第1号保険料の賦課決定に際して、自治体（保険者）の裁量の余地はなく、独自の保険料控除は認められないものとなっています。

しかし、千代田区及び稻城市は、高齢者自身の地域貢献等に応じて、自らの保険料を決定（軽減）できる仕組みの創設が必要と考えます。

厚生労働省におかれましては、介護保険第3期事業運営期間の開始にあたり、こうした保険者の独自施策の「介護保険料控除」が可能となるよう、介護保険制度の改正を要望します。

平成17年 8月 1日

厚生労働省老健局長 中村 秀一 殿

千代田区長 石川 雅己

稻城市長 石川 良一

平成17年8月1日

介護保険料控除「(仮称) 介護支援ボランティア控除」に関するQ & A

千代田区・稲城市

問1 制度創設の目的は何か?

高齢者が、介護支援についてのボランティア活動等を通じて地域貢献することを積極的に奨励・支援し、いきいきとした地域社会となることを目指すこと。併せて、保険料に対する不公平感を払拭したい。

問2 期待される効果は何か?

- ① 地域ケアの推進に不可欠な住民参加に関する認識が高まる。
- ② 社会参加活動等に参加する元気な高齢者が増える。
- ③ 要介護高齢者等に対する介護支援ボランティア活動に関心が高まる。
- ④ 結果として、介護給付費の増加抑制が期待できる。

問3 保険料控除の対象となるのは、どのような高齢者か?

具体的な内容は今後十分な時間をかけて検討する必要があるが、例えば

- ① 指定する高齢者施設で介護支援ボランティアとして週1回（2時間程度）年間24回以上活動した。
- ② 指定する高齢者介護等ボランティア団体に所属し、その活動に週1回（2時間程度）以上、3ヶ月間継続して参加した。
- ③ 地域支援事業以外に独自に実施する介護予防事業において、ボランティアとして年間24回以上（又は36回以上）活動した。

などを対象とすることを想定している。

（※いわゆるNPO法人等の「有給職員」は含まない予定。）

問4 すべてのボランティア活動が対象となるのか?

具体的な内容は今後十分な時間をかけて検討する必要があるが、例えば、介護保険施設等での

- ①レクリエーション等の指導、参加支援
- ②お茶だしや食堂内の下膳・配膳などの補助
- ③喫茶などの運営補助
- ④散歩、外出、館内移動の補助
- ⑤模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露などの行事の手伝い
- ⑥話し相手
- ⑦その他施設職員と共にを行う軽微かつ補助的な活動（例一草刈、洗濯物の

整理、シーツ交換など)、を想定している。

なお、在宅の介護支援ボランティア(や既存の有償ボランティア)は対象としない。

問5 保険料控除の申請方法は?

具体的な内容は今後十分な時間をかけて検討する必要があるが、例えば、

- ① ボランティア参加の証明方法として、介護ボランティアスタンプ帳に各福祉施設がスタンプを押印し、直接スタンプ帳を控除申請書に添付する。
- ② ボランティア活動実績を社会福祉協議会が確認して、「(仮称) 介護支援ボランティア証明書」を発行し、控除申請書に添付する。

などの方法を採用し、介護保険料控除申請書を介護保険課に提出してもらって、賦課決定することを想定している。

問6 なぜ「減免」ではなく、「保険料控除」とするのか?

「減免」は、一度決定した保険料を保険料の支払い能力に着目して減額免除するものであるが、今回の「保険料控除」は元気高齢者による介護支援ボランティアへの参加を奨励(社会参加への支援)・促進するためのインセンティブを与えるという誘導政策の性格を有するものである。すなわち、保険料の賦課決定そのものに政策的意味を持たせるという、新たな発想に基づく斬新な提案であると考えている。

問7 保険料の賦課基準を地域ごとに決めるについて問題はないのか?

地域保険である介護保険の保険料を独自に設定することは、地方分権の推進の観点からも、極めて意義があるものと考えている。

問8 保険料控除というのは実質的には、「手当」の給付と同じではないか?

対象者の保険料を減額して賦課決定するものであり、「手当」を給付することとは基本的に考え方異なる。

また、介護支援ボランティア従事への対価的性格を有するものではない。

問9 実現すると思うか? また、普及すると思うか?

自治体の工夫に基づいて、それぞれが推進する地域づくり、介護のまちづくりを実現する手段であり、ぜひ、実現させたい。

また、こうした工夫に基づく独自の保険料設定を行なうことが可能となれば、実施したいと考える自治体は多いのではないか。普及すると思う。

問10 介護支援ボランティア控除対象者の想定される人数は?

現時点では、具体的に確定した人数は示せないが、さまざまなボランティア活動の参加状況などから推測すると

千代田区 30人～85人（高齢人口比 0.3%～1.0%）程度

稲城市 50人～100人（高齢人口比 0.5%～1.0%）程度

問11 想定される保険料歳入への影響額はいくらか？

介護保険料控除の具体的な内容を検討しないと確定的なことは申し上げられない。

だが、仮に1人あたり年間5000円程度が減額になるとすれば、

千代田区 150,000円～425,000円程度

稲城市 250,000円～500,000円程度

問12 金額として、大きな額ではないと思うが、効果はあるのか？

保険料の減額が目的ではなく、それがきっかけとなって、住民、特に元気な高齢者が自ら地域での介護を支える地域づくりが促進されることが重要であると考えている。

問13 財源はどうするのか？

第2期及び第3期介護保険事業運営の期間中に保険料の剩余分として積み立てられる「介護保険準備基金」などが考えられるが、今後よく様々な角度から検討して決めたい。

以上